

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878
京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2023 夏号

2023年7月発行 第111号



ご挨拶

暑さが厳しい季節となりましたが、皆様におかれてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本号2頁にてご報告申し上げておりますとおり、本年7月より、大阪事務所所属の西川昇大弁護士、東京事務所所属の佐藤諒一弁護士が、それぞれ2年間の予定で任期付公務員として金融庁にて勤務することとなりました。西川弁護士は金融庁企画市場局市場課に配属され、金融商品取引市場に関する諸制度の企画、立案等に從事する予定です。佐藤弁護士は金融庁監督局保険課に配属され、主に少額短期保険業者の監督に從事する予定です。

金融行政においては、規制が過度となれば金融市場の自由が損なわれますが、規制が不十分であれば消費者被害等の深刻な問題を生じさせるなど、そのバランスが極めて重要です。両弁護士とも、任期中はそれぞれの業務に邁進していただき、各分野における知見と経験を積み、事務所復帰後の弁護士業務に活かしていただくことを期待しています。

さて、昨今のビジネス社会において大きなインパクトを与えているのが、デジタル化とAI(人工知能)の普及です。とりわけ、OpenAIにより開発されたCHAT GPTに代表される対話型AIは、インターネットを介して誰もが利用できるようになり、一気に身近な存在となりました。こちらの質問や課題に対してそれなりに真つ当な応答をしてくる様は、SF映画に登場する主人公と会話するコンピューターのようにあり、あたかも人格があるロボットと会話しているような錯覚をもたらします。これらの新しい技術により、顧客サービスにおけるチャットボットなど事務の効率化や自動化が図られ、タクシーの自動配車や食事のデリバリーなど新しいプラットフォーム型のビジネスが創出されるなどビジネスの各領域で大きな変化がもたらされています。他方で、AIはネット上の様々な情報を集約、分析して学習するものである以上、情報漏洩やプライバシー侵害、知的財産権の侵害の問題を生じさせますし、誤った答えを出す場合もあります(実際、ある法律上の制度についてAIに質問しましたところ、日本の法制度では認められていない制度を回答してきました)。当事務所においても、生成型AI検討プロジェクトチームをつくり、法律事務所におけるこれらAIの活用とリスクの検討を始めております。

また、デジタル化とAIの普及により、様々な分野で法的な整備も必要となってきました。例えば、財産的価値を有するデジタルデータであるNFT(非代替トークン)は、ネットゲームやメタバース上での利用が想定されていますが、その所有権や著作権、取引に関する法的な扱いなどの整備はこれからです。自動運転車が一般道路での運行を始めるにあたり、交通ルールや責任の所在などに関する法的な枠組みの整備が必要となり、道路交通法が改正されました。電気通信事業法の改正では、デジタル広告やオンライントラッキングにおけるユーザーのプライバシー保護のため、クッキーの使用に制約が課されるようになりました。さらに、デジタル化の進展により、広告やマーケティングがますます巧妙になり、ステルスマーケティング(隠れたマーケティング手法)によって、消費者が意識しない形で影響を受ける可能性が増しています。これに対応するため、ステルスマーケティングへの規制(運用基準)が新たに策定され、公表されました。

本号では、以上のようなデジタル化やAIの普及に伴って生じた新たな法的問題について各弁護士が解説していますので、ご一読いただければ幸いです。

弁護士業務においても、判例検索や文献調査といったかつて多くの時間と労力を必要とした作業は、デジタル化とAIの利用により極めて効率的に処理することが可能となりました。そのため、より多くの時間を依頼案件の協議や分析、検討に使うことができ、調査結果に基づいた問題解決のための戦略こそがより一層重要となりました。まさに弁護士の実力が問われる時代になってきたと言えます。クライアントの皆様には、引き続きスピード感をもって適時、的確な法的サービスをご提供させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表 マネージングパートナー 弁護士 中務 正裕

出 向 の ご 挨拶



弁護士

西川 昇大
(にしかわ・しょうた)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2018年12月
最高裁判所司法研修所修了
(71期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

弁護士 西川 昇大

このたび、本年7月1日より2年間、任期付公務員として金融庁企画市場局市場課にて勤務させていただくことになりましたので、ご挨拶申し上げます。

金融庁では、金融商品取引市場に関する諸制度の企画及び立案、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案等の業務に従事する予定です。

本年3月14日に国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案では、顧客本位の業務運営・金融リテラシーや企業開示等に関する制度が整備され、今後の実務においても重要な意義を有しております。金融商品取引市場に関する立案に携わることができる貴重な経験を得ることができたのは、クライアントの皆様からご依頼いただいた様々な案件を通じて、多くの知見を得ることができたからだと確信しております。

クライアントの皆様には、改めて感謝申し上げるとともに、任期を終え弁護士業に復帰いたしましたら、金融庁で得た経験を活かしお役に立てるよう精進させていただく所存ですので、今後とも御指導御鞭撻を賜りますよう、何卒宜しく願い申し上げます。

出 向 の ご 挨拶



弁護士

佐藤 諒一
(さとう・りょういち)

〈出身大学〉
中央大学法学部
東京大学法科大学院

〈経歴〉
2022年4月 最高裁判所司法
研修所修了(74期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(東京事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

弁護士 佐藤 諒一

このたび、本年7月1日より2年間、任期付公務員として金融庁監督局保険課にて勤務させていただくこととなりましたので、ご挨拶申し上げます。

私は当事務所へ入所してから1年強、金融法務を中心に様々な案件を担当させていただきました。その中で、特に金融規制に関する案件について、クライアントの皆様のニーズにお応えするためには、監督行政の立場からの理解が必要不可欠であることを強く感じておりました。他方、弁護士として多くの案件に携わらせていただくことで得られた経験や視野から、金融行政に寄与できる部分があるのではないかと考え、この度金融庁の職員募集へ応募をいたしました。

金融庁では、主に少額短期保険業者の監督業務に従事する予定です。少額短期保険業者の数は年々増加しており、また通常の保険とは異なるユニークな商品が販売されるなど、マーケットが拡大している反面、近時行政処分も多く出されており、監督行政上、重要な局面を迎えています。今後2年間は金融庁の一職員として、適正な保険監督行政、ひいては少額短期保険業界の発展のため、精一杯努力して参ります。

また、弁護士としての業務経験が短いにもかかわらず、このような貴重な機会を得ることができたことは、これまで様々な案件を通してご指導いただきましたクライアントの皆様のおかげであると考えております。これまでのご厚誼に改めて感謝申し上げます。

金融庁では担当する保険行政に関わる知見はもちろんのこと、様々な経験をすることで弁護士としての視野を広げていく所存であります。クライアントの皆様には、事務所を離れることとなりご迷惑をおかけしますが、任期を終え、事務所での弁護士業務に復帰しました際には、金融庁で得た経験を活かし、より一層お役に立てるよう精進して参りますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士

浦山 周
(うらやま・ひろし)

<出身大学>
東京大学法学部
神戸大学法科大学院

<経歴>
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
2009年1月
大阪弁護士会登録
2012年8月
金融庁監督局証券課課長補佐
2014年10月
証券取引等監視委員会事務局
証券検査官併任
2015年7月
弁護士法人中央総合法律事務所
事務所所

<取扱業務>
一般企業法務、金融法務、
保険法務、会社法/金融商品
取引法、人事/労務、
事業再生/倒産、家事/相続、
刑事事件

NFTについて

1 NFTとは？

NFTとは、何でしょうか。インターネットで検索すると、様々なNFTが販売されています。

現在のところNFTの法令上の定義は見当たりませんが、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」¹の脚注68では、「Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。『偽造・改ざん不能のデジタルデータ』であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの」と定義されています。

一般論として、デジタルデータは複製・改ざんが容易であることから、オリジナルのデジタルデータの内容を特定することや、複製された場合にはどれがオリジナルのデジタルデータであるかを特定することが難しく、デジタルデータは財産的な価値を持ち難いとされています。しかし、デジタルデータの複製・改ざんを防止し、その移転を追跡できれば、概念上、オリジナルのデジタルデータを特定でき、そのデジタルデータを誰が保有しているかを把握できます。この点、ブロックチェーンでは「ブロック」にデジタルデータの移転に関する情報と直前のブロック情報が記録され、これが時系列順に連鎖する形で記録・保存され、この情報が不特定多数のノードで共有されます。このような仕組みを利用すれば、財産的な価値を見出すことができるデジタルデータに非代替性を付与し、オリジナルのデジタルデータとして取引の対象とすることが可能となってきます。このようにNFTは、単なるデジタルデータではなく、財産的な価値を有するものとして取引の対象となりうるデジタルデータといえます。

2 NFTの所有？

あるNFTを購入した場合、購入者は、NFTを所有できるのでしょうか。

従来より、デジタルデータは有体物ではなく、有体物への支配権である所有権の客体にはならないとされています。したがって、たとえばNFTが無断で第三者に移転されたり、第三者によってNFTの利用を妨害されたとしても、NFTの購入者は、この第三者に対してNFTの返還や利用妨害の排除といった所有権に基づく請求を行うことは

弁護士 浦山 周

はできません。ただし、NFTの購入に係る契約の契約当事者に対して当該契約に基づく権利を主張したり、上記のような第三者に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行うことは可能と考えられます。

NFTの購入者が、動産や不動産を購入した気持ちになっていると、この期待とは異なる状態となっており、購入者の保護や、購入者とのトラブルの防止が重要な課題となります。

この点に関し、令和5年5月16日開催の首相官邸「メタバース上のコンテンツ等の新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」第3回会議²の資料として公表された「メタバース上のコンテンツ等の新たな法的課題等に関する論点の整理(案)」では、「課題2-3:NFT等を活用した仮想オブジェクトの取引」「①仮想オブジェクトの「保有」」において、以下のとおり記載されています。

なお、この論点整理(案)では、メタバースに関連する著作権等の問題について論点・課題、制度・取扱等の現状、対応の方向性が検討されており、今後の議論の動向に注目しておきたいです。

《論点・課題》

メタバース上の仮想オブジェクト(土地、アイテムなど)について、例えば、NFTを活用するなどにより、アセットとしての「保有感」を持たせるビジネスモデルが生まれているが、これら仮想オブジェクトの「保有者」が持つ権利について、十分な理解がなされないままに取引が行われるなどの実態もあり、ユーザー保護等の観点からも、問題を生じやすくなっている。

2. 対応の方向性

<ユーザー、関係事業者等に向けた対応>

①仮想オブジェクトをめぐる権利について、一般的な考え方の整理とともに、どのような法的位置付けの下に、誰が、どのような権利をもつのかを契約上明確化するなど、契約等に当たり特に留意すべき事項等について、ユーザーや事業者等へ向け、ガイドライン等を通じ必要な周知を行っていくことが求められる。

<継続的な把握・検討>

②将来的に、プラットフォームを超えた相互運用が実現した際には、仮想オブジェクトの取引をめぐるユーザー間のトラブル保護等について、プラットフォームの利用規約のみで対応できない問題等が生じ得ることも考えられることから、それらの問題への可能な対応方策について、相互運用性の実現に向けた国際的な議論の動向にも留意しつつ、検討していくことが必要である。

《可能な対応方策の例》

例えば、

- ・複数プラットフォームによる共通ルールの整備
- ・複数プラットフォームを横断して利用されるサービスを介した対応措置 など

(首相官邸「メタバース上のコンテンツ等の新たな法的課題等に関する論点の整理(案)」より抜粋)

3 世界で1人だけの正当な権利者？

NFTを購入すれば、そのデジタルデータについて世界で1人だけの正当な権利者になることができるのでしょうか。

上記1.では、ブロックチェーン技術によりデジタルデータに非代替性を付与できると説明しました。

しかし、その非代替性は、デジタルデータについてのNFTが世界で一つしか存在し得ないという意味ではありません。同じデジタルデータについて複数のNFTを作成することは可能であり、あるデジタルデータのNFTを購入したからといって、そのデジタルデータの唯一の権利者たる地位を確保できているわけではありません。

また、ブロックチェーンでは、1つのブロックで処理できるデータ量に制限があり、取引の処理には手数料が発生します。こうした点に鑑み、NFTにはデジタルデータ自体は記録されず、その所在のみが記録されている場合が多いと考えられます。このようにNFTにデジタルデータ自体が記録されていない場合、NFTには何ら問題がなくとも、これとは無関係にデジタルデータが消滅したり、改ざんされてしまう可能性があります。このような消滅等が発生してしまうと、オリジナルのデジタルデータに対する権利は実質的に失われてしまいます。

更に、NFTの移転とデジタルデータ自体の移転は、異なる概念となります。この点、デジタルデータに係る権利の移転に際しNFTを利用することは必要不可欠ではないため、NFTを利用しない形でデジタルデータが譲渡される可能性があります。つまり、NFTを保有していたとしても二重譲渡のリスクは残存することとなります。

また、NFTの移転を受けたからといって、必ずしもデジタルデータ自体に係る権利の取得について合意が成立したとはいえません。例えばデジタルデータの移転に関する合意が存在しなかったり、合意が取り消された場合には、デジタルデータを取得することはできません。

以上に加えて、そもそもNFT作成者がデジタルデータに関して正当な権利を有しているとは限りません。実際に著名なアニメのキャラクターが著作権者に無断でNFT化されて海外で販売されるといった事件も生じています。このようなNFTを購入しても、デジタルデータ自体を利用する正当な権利を得ることはできません。

以上のような事態が考えられることから、NFTを購入したとしても、デジタルデータについて世界で1人だけの正当な権利者となったと安心することはできません。

4 NFTの著作権？

NFTを作成した者は、NFTについて、どのような権利を持つのでしょうか。

上記2.のとおり、NFTは所有権の対象とならないため、NFT作成者であっても所有権を持つことはできません。

それでは、NFTについて著作権が認められることはあるのでしょうか。

上記3.のとおり、NFT自体にはデジタルデータの所在のみが記録されている場合が多く、この場合のNFT自体は、トークンの取引に関する情報、デジタルデータの所在を示すURLの情報であり、こうした情報について著作権が認められることはないといえます。

また、NFT自体にデジタルデータが記録されていたとしても、それは非常にシンプルなもの想定され、そのデジタルデータについて著作権が認められることも通常は考え難いです。

以上を踏まえると、NFT自体について著作権が認められることは考え難く、NFT化されているかどうかは重要ではなく、これまでと同様、デジタルデータ自体が著作物（思想・感情を創作的に表現したもの）であるかを検討することとなります。

5 NFTと法規制

NFTの発行や取引について、どのような法規制³⁾に注意する必要があるでしょうか。

この点は、NFTの使い方によって異なってくるため、以下ではゲームでNFTを発行・利用する事例について、法規制を検討します。

(1) 決済手段・為替取引に関する規制

ゲーム内で使用可能なコインを販売し、コインを使用してNFTを利用したアイテムを売買できる場合には、どのような法規制に注意する必要があるでしょうか⁴⁾。

この点、不特定の者に対して暗号資産と相互に交換を行うことができ、電子的に記録され、移転できるものは暗号資産（令和4年6月改正後の資金決済法2条14項2号）に該当します。上記のコインが暗号資産に該当する場合、コインによってNFTの売買が可能であるということは、コインとNFTを相互に交換できることとなり、このNFTも暗号資産に該当するよう思われます。しかし、金融庁は、基本的には決済手段等の経済的機能を有しておらず暗号資産には該当しないとの見解を公表しています⁵⁾。ただし、この見解からすると、NFTが決済手段等の経済的機能を有しているとして、暗号資産に該

当すると評価される余地は残されているといえます。

(2) 有価証券に関する規制

ゲームのプレイヤーがニューイベントを作成するという企画を行い、企画参加者にはNFTを発行し、参加費は有料とするもののニューイベントで利益が上がれば、企画終了時のNFTの保有者にゲームで使用可能なコインを配布することとした場合には、どのような法規制に注意する必要があるでしょうか。

この企画は、出資者からお金を集め、そのお金を用いて事業を行い、当該事業から生じる利益等を出資者に分配する仕組み、いわゆる集団投資スキーム持分(金融商品取引法2条2項5号)に該当する可能性があります。

集団投資スキーム持分は、通常は第2項有価証券に分類されますが、NFTを発行することで、電子的に記録され、移転できる電子記録移転権利(同法2条3項)として第1項有価証券に分類されます。したがって、集団投資スキーム持分であるNFTの取得勧誘を行うためには、第1種金融商品取引業(同法28条1項)の登録を受ける必要があると考えられます。

(3) 賭博罪該当性

中身が分からないパッケージ形式で、高額での転売が可能なNFT、安価での転売のみ可能なNFTがランダムに含まれる商品を販売する場合には、どのような法規制に注意する必要があるでしょうか。

この商品について販売価格に見合った客観的価値がない場合は、商品の販売行為が賭博罪(刑法185条)に該当してしまいます。

NFTの客観的価値を一義的に確定することは現実的に不可能な場合が多いように思われるため、上記のようなパッケージ商品の販売は差し控えることが穏当といえます。

(4) その他の法令による規制

上記(1)～(3)のような懸念がない場合でも、例えば以下の法律に違反しないよう十分に注意する必要があります。

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法
- ・ 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
- ・ 消費者契約法
- ・ 特定商取引に関する法律
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・ 個人情報の保護に関する法律

6 まとめ

本稿ではNFTについて、法的観点から現時点で整理で

きることを簡単に説明しました。

NFTに関する法制は、これから整備されていくという段階ですが、NFTの使用方法によっては既存の法規制が適用される場合があります。また、現時点で法規制の適用の有無が明確でないからといって法規制の適用がないことや、将来にわたって法規制が導入されないことが保障されているわけではありません。

NFTを利活用した新規ビジネスの検討に関しては、首相官邸「メタバース上のコンテンツ等の新たな法的課題への対応に関する官民連携会議」等での議論をフォローアップすることに加え、適宜、規制当局に接触して情報を収集したり、既存の法規制の適用の有無について折衝すること、必要に応じてグレーゾーン解消制度⁶等の各種紹介制度を利用することが重要であり、この点は、新規ビジネスを検討する際に一般的に重要となる点と何ら変わりません。

NFTについて、現時点では不明確、不安定な点が残されている状況ではありますが、今まで実現できなかったビジネスであっても、ひょっとするとNFTを利活用することで実現の可能性が広がってくるかもしれません、NFTという手段を利活用する可能性を検討してみることは有意義のように思います。この検討の際に本稿が少しでも参考となりますと幸甚に存じます。

- 1 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2022/2022_basicpolicies_ja.pdf
- 2 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kanmin_renkei/kaisai/dai3/gijisidai.html
- 3 NFTに関して検討しておくべき法規制は、経済産業省「スポーツコンテンツ・データビジネスの拡大に向けた権利の在り方研究会」第3回事務局資料(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sports_content/pdf/003_02_00.pdf) 16頁以下で、分かりやすくまとめられていますので、是非ご一読ください。
- 4 お金を払ってコインを購入し、このコインで様々な商品やサービスを購入できる場合には、コインは決済手段の機能を有しており、前払式支払手段(令和4年6月改正後の資金決済法3条1項)に該当する可能性が高いです。また、コインが、当該ゲームを超えて広い範囲で使用できるのであれば、このコインは暗号資産(同法2条14項)か電子決済手段(同法2条5項)に該当する可能性が高いです。仮に銀行振込のような形でコインを他人に送ることで資産を移動できるのであれば、コインを送る行為は為替取引(銀行法2条2項2号、資金決済法2条2項)に該当する可能性があります。このような場合にはコインの発行等について銀行法・資金決済法の規制を受ける可能性がありますので、注意が必要です。
- 5 コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/virtualcurrency/20190903-1.pdf>) No.4(2頁))
- 6 現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、事業者が安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度(経済産業省「グレーゾーン解消制度・プロジェクト型「規制のサンドボックス」・新事業特例制度」のページ(https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyoushouka/shinjiyogokaitakuseidosuishin/)参照)。



弁護士

藤野 琢也
(ふじの・たくや)

〈出身大学〉
関西大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2019年12月
最高裁判所司法研修所修了
(72期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

改正道路交通法(自動運転と遠隔操作型小型車)

弁護士 藤野 琢也

第1 改正の概要

令和3年11月19日に閣議決定された、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、2022年度を目処に限定地域での遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現に向けた制度整備を図るなど、自動運転の更なる推進を図る必要があるとされました。これを受けて、令和5年4月1日に自動運転の利用範囲が広がることを主な内容とした改正道路交通法が施行されました。

主な改正点は以下の3つとなっています。

- ①特定自動運行に係る許可制度の創設
主に事業者が行う、運転者がいない状態での自動運転を使った、高速道路、過疎地等特定の場所・条件下で行うサービスが一定の条件のもと認められるようになりました。
- ②遠隔操作型小型車に係る届出制度の創設
遠隔操作がなされるいわゆる配送ロボット等のような小型車両の届出制度と交通ルールが定められました。
- ③自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務
今までは、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされていましたが、改正後は13歳未満という対象の限定は削除され、全ての自転車運転者のヘルメット着用が努力義務として定められました。

以下では、上記改正点のうち①②について簡単にご説明いたします。

第2 ①特定自動運行に係る許可制度の創設

1 概要

本制度により許可を受けると、高速道路、過疎地等特定の場所・条件下で行う「特定自動運行」(いわゆるレベル4)を利用して事業を行うことができることとなりました。これまでも、私有地内での自動運転やテスト走行(例:羽田イノベーションシティにおける6人程度を定員とする小型自動運転バスのテスト走行、大阪市高速電気軌道株式会社(大阪メトロ)による万博会場への来場者輸送を見据えた自動運転バスの実証実験など)は、警察庁の策定する基準に従った道路使用許可等を利用して行われておりました。しかし、本改正により、今後は、法律上定められた要件にしたがって許可を受ければ、誰でも自動運転による事業をする

ことが出来ます。

これにより、高速道路におけるトラックの自動運転による隊列走行や過疎地における無人自動運転による周回バスの運行が行われることが期待されており、物流における人手不足の解消や過疎地域における交通インフラの充実化が期待されます。

2 許可制度について

本許可制度は、自家用車ではなく自動運転移動サービスを行おうとする事業者を対象としており、これらの対象事業者を「特定自動運行実施者」として、特定自動運行計画の策定を求めています。

運行計画に記載する内容は、改正道路交通法第75条の12に定められており、使用する自動車の型式、自動運転による事業の詳細、管理する場所及び連絡先、事業者に求められる遵守事項履行についての詳細があげられています。

そして、審査基準は同法75条の13に定められており、その詳細は以下の通りです。

- i. 使用する自動車が特定自動運行を行うことができるものであること。
- ii. 特定自動運行がODD(Operational Design Domain:ある自動運転システムが作動するように設計されている特定の条件(走行ルート、時間帯、天候等))を満たして行われるものであること。
- iii. 特定自動運行実施者等が実施しなければならない道路交通法上の義務等を円滑かつ確実に実施することが見込まれるものであること。
- iv. 他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。
- v. 人又は物の運送を目的とするものであって、地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるもの(市町村長に対する意見聴取が予定されています。)であること。

3 遵守事項

事業者の遵守事項は以下の通りです。

- i. 特定自動運行計画等(許可を求める際に提出した運行計画に加えて、公安委員会が追加・変更した条件を含みます。)の遵守(同法75条の18)

- ii. 特定自動運行業務従事者(特定自動運行主任者、現場措置業務実施者、その他の特定自動運行のために使用する者)に対する教育(同法75条の19第1項、道路交通法施行規則第9条の27)
- iii. 特定自動運行主任者・現場措置業務実施者の指定(同法75条の19第2項・3項)
- iv. 特定自動運行中の遵守事項(ドライブレコーダー等の設置及び同装置による監視または特定自動運行主任者の乗車(同法75条の20第1項))
- v. 特定自動運行主任者の義務(同法75条の21)
- vi. 特定自動運行が終了した場合の措置(同法75条の22)
- vii. 特定自動運行において交通事故があった場合の措置(同法75条の23)

4 まとめ

上記のとおり、本許可制度を利用するには様々な対応が必要となり、特定自動運行特有の罰則も定められており慎重な検討が必要です。しかしながら、かねてから問題となっている物流の人材不足や過疎地での交通インフラの充実という解決が難しい問題を一举に解決出来る制度であり、様々な実証実験も行われていることにも鑑みれば、今後多数の事業者の参加が予想され、現在も大阪万博に向けて多数の事業者が準備を進めていることが予想されます。都市部に限らず、過疎地でも、数年後には当たり前のように活用されることになると考えます(既に、令和5年5月11日付で、福井県永平寺町において、国内初の特定自動運行の許可が取得され、同月28日からサービスが開始されています。)

第3 ②遠隔操作型小型車に係る届出制度の創設

1 概要

本制度では、届出により遠隔操作型小型車が公道で歩行者と同じ扱いで利用できることとなります。遠隔操作型小型車とは、電動車いす程度のサイズ(長さ120cm×幅70cm×高さ120cm)で時速6km以下の電動車両(安全のため、①鋭利な突出部がないこと②押しボタン式非常停止装置が周囲と異なる色で目立つように設置されていること③標識を付ける事なども求められています。)であって、遠隔操作が行われているものが該当します。

2 遠隔操作について

小型電動車両による実証実験は多くの会社が行っており、旅客運送やラストワンマイル輸送などへの運用が大きく期待されている分野です。

もともと、本法改正で認められているのは「遠隔操作」とされているため、既に実証実験が行われているような自動操縦の車両は含まれません(遠隔操作型小型車の遠隔操作によ

る通行の届出に関する解釈及び運用上の留意事項について(通達:警察庁丁交企発第323号)。

ここにいう遠隔操作とは、当該車両から1～2メートル離れた地点において、前進、後退(転回することにより進路を変えることを含みます。)、停止、加減速及び右左折することができるなど、実際に車体を制御することができる構造を有しているものでなければならないとされています。

そのため、どのような車両が遠隔操作型小型車として認められるのか、また、遠隔操作型小型車はどのようなサービスへの利用があり得るのかは、所管庁による今後の届出制度の運用実態や各事業者の検討を待つ必要があります。

3 自動操縦について

なお、実証実験で利用されているような完全な自動操縦による輸送は、物流について、上述した自動運転と同様、物流等における革新的な制度となり得ますが、現時点では歩行者と同様の法制度の適用が出来るといったところまでの検討や安全性の確認は出来ておらず、道路使用許可を利用した公道実証実験等でしか利用できません。本格的な事業への活用は、今後の更なる法整備を待つ必要があります。

もともと、小型の自動操縦車両による事業は公道以外においては店舗の配膳サービスや清掃業務において既に実用化されているところです。また、上述した自動運転事業と共に、大阪万博での積極的な利用が期待されています。これらの結果によっては、法整備がなされ、公道上で実現されるまでの期間はそう長くないようにも思われます。

第4 最後に

弊事務所では、令和2年から自動運転に関する研究会を立ち上げ、常に最新の情報を共有し、新たな道路利用事業における法制度について研究を続けてまいりました。

本改正により活性化される自動運転による新たな事業について、新規参入のご相談や法的問題に対するご相談に限らず、自動運転に関連する分野のご相談、また、今後施行される白ナンバーのアルコールチェッカー使用義務化や電動キックボードの道交法上の扱いなどの改正対応等についても、お気軽に弊所弁護士までご相談いただければと思います。

(参考文献)

改正道路交通法の概要(警察庁交通局):<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/L4-summary.pdf>



弁護士
江藤 寿美怜
(えとう・すみれ)

〈出身大学〉
早稲田大学法学部
早稲田大学大学院法務研究科

〈経歴〉
2014年12月 最高裁判所司
法研修所修了(67期)
2015年1月 東京弁護士会登録
2016年7月 弁護士法人中央
総合法律事務所入所(東京事
務所)

〈取扱業務〉
企業法務、訴訟争訟、家事事件、
刑事事件

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律について

弁護士 江藤 寿美怜

第1 はじめに「フリーランス保護新法」制定の経緯

働き方の多様化や、ギグ・エコノミー(インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態)の拡大により、近年フリーランスとして働く労働者数が増加しているといわれています。実際、内閣府の調査によると、令和2年2月頃において、フリーランスの人数は462万人程度(うち本業が214万人程度、副業が248万人程度)存在しているとのことです¹。

このような現状を踏まえ、令和2年の成長戦略実行計画において、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインを策定することとされました²。そして、令和3年3月26日には、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の連名で「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」が策定されました³。しかし、このガイドラインは、あくまで既存の法律の適用関係を整理したものにすぎませんでした。そこで、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、取引適正化のための法制度について検討し、国会に提出することとされました⁴。

これを受け、内閣官房を中心に、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、厚生労働省で検討を行い、令和5年2月24日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(いわゆる「フリーランス保護新法」、以下「新法」という。)が第211回国会に提出され、4月28日に可決成立し、5月12日に公布されました。

そこで本稿では、新法の全体像について、ご説明させていただきます。

第2 新法の内容について

1 対象となる当事者・取引の定義

(1) 特定受託事業者

新法は、適用対象となるフリーランスを「特定受託事業者」と定義しています(新法2条1項)。そして、この「特定受託事業者」に該当するものは、①業務委託の相手方である事業者が個人であって、従業員を使用しないもの(新法2条1項1号)、又は②業務委託の相手方である事業者の法人であって、1名の代表者以外に役員がおらず、かつ、従業員を使用しないもの(同項2号)をいうと定めています。特定受

託事業者には、個人事業主はもちろん、法人成りしているフリーランスも含まれます。

そして、新法では、特定受託事業者の個人及び特定受託事業者である法人の代表者のことを、「特定受託業務従事者」と定義しています(同条2項)。

(2) 業務委託

次に新法は、「業務委託」とは、①事業者がその事業のために他の事業者物品の製造(加工を含む。)又は情報成果物の作成を委託すること(同条3項1号)、②事業者がその事業のために他の事業者役務の提供を委託すること(他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。)(同項2号)をいうと定めています。なお、「情報成果物」とは、①プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)、②映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの、③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの、④前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるものをいうと定義されています(同条4項)。

(3) 業務委託事業者・特定業務委託事業者

そして新法は、特定受託事業者に業務委託をする事業者を「業務委託事業者」と定義しています(新法2条5項)。

また、業務委託事業者のうち、①個人であって、従業員を使用するもの(同条6項1号)、又は②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの(同項2号)を「特定業務委託事業者」と定義しています(同条6項)。

(4) 小括

このように、この新法が対象としているのは、フリーランスの中でも、企業相手に仕事をしている特定受託事業者であり、個人間の取引に対して、新法は適用されません。

2 取引の適正化にかかる定め

新法では、業務委託事業者または特定業務委託事業者にかかる取引の適正化のため、以下のような定めをおいています。

(1) 契約条件の明示義務・書面交付義務

まず新法では、業務委託事業者が、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、原則として、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又

は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならないと定めています(新法3条1項)。なお、明示すべき「給付の内容」の詳細等については、今後公正取引委員会規則等によって定められることとなっています。

また、業務委託事業者は、電磁的方法により契約条件を明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、原則として、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならないと定めています(同条2項)。

(2) 支払期日(みなし規定を含む)

次に新法では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、検査の有無を問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日(役務提供に該当する業務委託をした場合は、当該役務の提供を受けた日)から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならないと定めています(同法4条1項)。そして、報酬の支払期日が定められなかったときや、当該定め違反した報酬の支払期日が定められたときは、特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなすと定められています(同条2項)。

なお、特定業務委託事業者から特定受託事業者に対する業務委託が、いわゆる再委託に該当する場合には、当該再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならないと定められており(同条3項)、この期日についても同様にみなし規定があります(同条4項)。

(3) 遵守事項

さらに、新法では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託(政令で定める期間以上の期間行うもの)をした場合は、①から⑤の行為(役務提供に該当する業務委託をした場合は、①及び③に掲げる行為を除く。)をしてはならないと定めているほか(新法5条1項)、⑥及び⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないと定めています(同条2項)。

記

- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
- ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
- ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

- ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

3 就業環境の整備

また、新法では、特定受託業務従事者の就業環境の整備のため、特定業務委託事業者に対し、下記のような義務を課しています(新法12条ないし16条)。

記

- ① 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保つこと
- ② 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のものを指す。以下「継続的業務委託」という。)にかかる業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をすること
- ③ 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為にかかる相談対応等必要な体制整備等の措置を講ずること
- ④ 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告すること

4 違反した場合等の対応

特定業務委託事業者がこれらの定め違反する事実について、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省の中から適切な省庁に申出であった場合、必要に応じて助言、指導、報告徴収・立ち入り検査、勧告、公表、命令が行われます(新法17条ないし20条)。また、命令違反や検査拒否等に対しては、行為者のみならず法人等に対しても、50万円以下の罰金が科されることがあります(新法24条、25条)。

第3 終わりに

新法の施行日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされています(新法附則1項)。この間、新法を具体化する政令、公正取引委員会規則、厚生労働省令、各種指針やガイドライン等が制定されることにより、フリーランス新法の内容が固まることになります。また、今回制定された新法は第一段階であり、今後改正が加えられていくことも予想されます。

そのため、特に特定業務委託事業者に該当する企業等については、新法の施行まで及びその後、継続的な対応が必要になってくるものと思われます。

- 1 令和4年2月内閣府政策統括官(経済財政分析担当)「日本経済2021-2022 -成長と分配の好循環実現に向けて-」第3章第1節(https://www5.cao.go.jp/keizai3/2021/0207nk/n21_3_1.pdf)
- 2 令和2年7月17日内閣官房成長戦略会議事務局「成長戦略実行計画」(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ap2020.pdf>)
- 3 令和3年3月26日「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000759477.pdf>)
- 4 令和4年6月7日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf)

いわゆるクッキー規制を含む電気通信事業法改正について

弁護士 榎 潤 陽
弁護士 小山 詩 音



弁護士
榎 潤 陽
(かしぶち・よう)

<出身大学>
明治大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2020年12月
最高裁判所司法研修所修了
(73期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所 (東京事務所)

<取扱業務>
M&A、会社法務、金融法務、
保険法務



弁護士
小山 詩 音
(こやま・しおん)

<出身大学>
中央大学法学部
東京大学法科大学院

<経歴>
2022年12月
最高裁判所司法研修所修了
(75期)
第一東京弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所 (東京事務所)

<取扱業務>
企業法務、民事法務、
商事法務、会社法務、
家事相続法務

電子メール、SNS、オンライン検索サービス、各種情報のオンライン提供等の電気通信サービスは、国民生活や社会経済活動において極めて重要なサービスである一方、近年、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化や諸外国の法的環境の変化等に伴い、通信の秘密等の漏えいや利用者情報の不適正な取扱いに係る事案などの発生が増加しています。このような電気通信サービスを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年に電気通信事業法が改正され、令和5年6月16日より施行されています¹。

本稿では、本改正のうち実務上特に関心が高いと思われる、1.「電気通信事業者」の範囲の拡大、2. 特定利用者情報の取扱い、3. 外部送信規律 (いわゆるクッキー規制) を取り上げます。

特に3. 外部送信規律については、電気通信事業の登録又は届出をしていない事業者においても対応が求められるもので、多くの事業者で対応の必要を検討する必要があります。

1 「電気通信事業者」の範囲の拡大

電気通信事業を営もうとする場合、登録又は届出が必要で、登録又は届出を行った者が「電気通信事業者」として取り扱われ、当然、法の規制を受けます。しかし、一定の場合には、登録又は届出なく電気通信事業を営むことができる場合があります (いわゆる第三号事業²等)、第三号事業等も、法の規制を一部受けます。

オンライン検索サービスやSNSが第三号事業に該当しますが、本改正によって新たに、「検索情報電気通信役務」、「媒介相当電気通信役務」を提供する事業者の一部は、電気通信事業者としての届出が必要となりました。具体的には、全てのウェブページが検索対象となる検索サービスや、発言・発信にアカウント登録が必要なSNS等のうち、前年度の月間アクティブ利用者数の平均が1000万以上となるサービスを提供する場合に届出が必要となります³。

対象は大規模なサービスに限定されていますが、これらのサービスを提供する事業者は届出をした上で、電気通信事業者として法の規制を受けることとなります。

2 特定利用者情報の取扱い

本改正によって、前年度末における月間アクティ

ブ利用者数の平均が、1000万以上の無料のサービス、500万以上の有料のサービスといった、利用者数が極めて多い電気通信役務を提供する電気通信事業者は、「特定利用者情報」を適正に取り扱うことが義務となります (法第27条の5ないし第27条の11)⁴。

「特定利用者情報」とは、通信の秘密、及び利用者 (契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者) を識別できる情報であって、データベース等を構成する情報です。具体的には、個人情報だけでなく、個別の通信に係る通信の日時、場所、通信回数、登録ID、パスワード等がこれに当たると考えられます。また、Cookieに保存されたIDやIPアドレス等それ単体では必ずしも契約・登録利用者を識別することができない情報であっても、他の情報と照合することで識別ができるものは該当します⁵。

そして、上記適正な取扱いとして、①情報取扱規程の策定・届出、②情報取扱方針の策定・公表、③取扱状況の評価、④特定利用者情報統括管理者の選任・届出が必要となります。

特に留意が必要と思われるのは、②情報取扱方針の策定・公表です。情報取扱方針においては、取得する特定利用者情報の内容、特定利用者情報の利用の目的及び方法を定め、公表することになります⁶。既にプライバシーポリシーを定めている場合、既存のものに必要事項を追記して対応することで足りるとされますが、その場合には、特定利用者情報に係る内容が分かりやすく確認できるように工夫することが望ましいとされます⁷。個人情報に該当しない特定利用者情報と個人情報の両方を取得等する場合には、特定利用者情報に関する内容と個人情報に関する内容を分けて記載する等の対応を検討する必要があるでしょう。

3 外部送信規律 (いわゆるクッキー規制)

電気通信事業者又は第三号事業を営む者で、「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」を提供している事業者は、当該役務を行う際に、利用者のパソコンやスマートフォン等の端末に記録された当該利用者に関する情報を、当該利用者以外の者の電気通信設備 (Webサーバ等) に送信する場合、一定の事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければなりません (法第27条の12)。

(1) 要件

「利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務」(法規則第22条の2の27)には、以下が該当します(総務省「外部送信規律FAQ」(以下省略)、問1-8)。

- ①利用者間のメッセージ媒介等(同条第1号)
- ②SNS、電子掲示版、動画共有サービス、オンラインショッピングモール等(同条第2号)
- ③オンライン検索サービス(同条第3号)
- ④ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等の各種情報のオンライン提供(同条第4号)

なお、企業等が自社の概要や商品やサービスについて周知・宣伝するためのHP、自社商品等のオンライン販売、電子メールマガジンの発行、機器(モバイルルーター)の貸与のみを行う場合等は電気通信事業に該当しないため、外部送信規律も適用されません。

外部送信規律は、クッキー規制とも呼ばれていますが、規制の対象となる情報はCookieに限定されません。上記の利用者に関する情報とは、利用者の端末に記録されている利用者に関する情報全般を指し、Cookieに保存されたIDや広告ID等の識別符号、利用者が閲覧したウェブページのURL等の利用者の行動に関する情報、利用者の氏名等、利用者以外の者の連絡先情報等が含まれます(問1-15、問4-1)。ただし、当該サービスの利用のために送信することが必要な情報や、いわゆる1st Party Cookieに保存されたIDは対象外です。

(2) 効果

上記の要件を満たすと、当該事業者は、①送信されることとなる利用者に関する情報の内容、②情報の送信先の氏名又は名称、③情報の利用目的を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければなりません(法規則第22条の2の29)。

通知は、ポップアップ等により、即時通知(ジャストインタイム通知)を行うこと等の方法(問3-1)、「容易に知り得る状態に置く」ことは、ウェブサイトから利用するサービスにおいては、当該ウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示することや、アプリから利用するサービスにおいては、アプリ利用時に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、表示すること等の方法(問3-2)で行うこととなります。

①②を記載したクッキーポリシーを策定、HP上で公表した上で、外部送信を行うウェブページから1回程度の操作で、クッキーポリシーを記載したウェブページに遷移できるようにしておくことで、③容易に知り得る状態に置いたことになると考えられます。なお、このような場合には、クッキーポリシーの中に①②に関する内容が含まれていること等をタイトルや見出し等に明記

しておくとともに、一括して確認できるよう工夫することが望ましいとされます⁸。

(3) 適用除外

外部送信について当該利用者の同意を得た場合や、オプトアウト措置を採っている場合には、外部送信規律が適用されないこととなります(法第27条の12柱書ただし書)。

同意は、利用者の具体的かつ能動的な同意を取得することが必要で、同意するためのチェックボックス等にあらかじめチェックを付しておく方法(デフォルト・オン)等、利用者が能動的に同意を行ったとはいえないような方法は避けるべきとされます⁹。オプトアウト措置においては、オプトアウト措置を講じている旨、利用者の求めを受け付ける方法、送信される利用者に関する情報の内容、送信先の氏名又は名称、情報の利用目的を、「利用者が容易に知り得る状態」に置いておく必要があります¹⁰、上記(2)で述べた方法に準ずる方法で容易に知り得る状態に置くことが望ましいとされます(問5-2)。

4 最後に

個人情報保護法の、いわゆる令和2年改正法案の閣議決定直後は、Cookie規制等といった報道が一部でみられましたが、同法の対応としては、クッキーポリシーやCookieの同意を求めるポップアップの策定は不要と整理できるものでした¹¹。しかし、本改正によって、一部の事業者には、本稿で紹介したクッキー規制が課されることとなりますので、個人情報保護法の令和2年改正の際には対応を見送った事業者においても、今一度対応の要否を検討すべきでしょう。

また、法の特定期間利用者情報、個人情報保護法の個人情報、個人関連情報はそれぞれ別の概念ですが、一部重なる部分もありその区別が難しいものとなっています。この点については、今後の情報発信も期待されるところです¹²。

- 1 本稿では特に明記する場合を除き電気通信事業法を「法」といい、法の令和4年改正を「本改正」といいます。
- 2 法第164条1項3号
- 3 総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版]ガイドブック」令和5年1月30日、2頁。法規則第59条の3第4項、第5項
- 4 個人情報保護委員会・総務省「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」令和5年5月18日(以下「ガイドラインの解説」といいます)、6-1-3-1
- 5 ガイドラインの解説、6-1-2
- 6 法規則第22条の2の23
- 7 ガイドラインの解説、6-2-2
- 8 ガイドラインの解説、7-2-1、7-2-3(1)
- 9 ガイドラインの解説、7-4-2-2
- 10 法規則第22条の2の31
- 11 詳しくは中央総合法律事務所法律コラム「Cookieの法的取り扱い」令和4年8月10日(https://www.clo.jp/wp-content/uploads/2022/08/Cookie_20220810.pdf)もご参照ください。
- 12 総務省「特定利用者情報の適正な取扱いに関するワーキンググループ 取りまとめ(案)に対する意見募集の結果」令和4年9月12日、意見2-10に対する考え方

脱炭素に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の指針の策定

弁護士 岩城 方臣



弁護士

岩城 方臣
(いわき・まさおみ)

<学歴>

私立大阪星光学院高等学校
卒業
一橋大学法学部 卒業
大阪市立大学法科大学院
修了

<職歴>

2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(65期)、弁護士登録(大阪弁
護士会)
2016年4月
大阪府貝塚市行政不服審理員
就任
2018年1月
佐野簡易裁判所司法委員就任

<取扱業務>

不動産法務、人事・労務、
独占禁止法・下請法、事業承継、
企業法務、医療機関法務

1 グリーンガイドラインの概要

(1) 2021年10月、「地球温暖化対策計画」が閣議決定(改定)され、2030年度に温室効果ガスを46%削減(2013年度比)する目標が設定されました。これに伴い、各業界の事業者間や事業者団体においても、温室効果ガスの削減に向けて、コスト削減や業務・技術の相互補完のために、自主基準の設定や共同研究開発等に共同して取り組むことが考えられます。これらの取組には、環境負荷の低減と経済成長の両立という効果が期待される一方で、価格等の競争や新たな事業者の参入を制限したり、既存の事業者を排除する「競争制限効果」が懸念されるケースもあります。

従前も、共同購入・共同物流・販売連携等の業務提携や、共同研究開発等に関しては、公正取引委員会が、独占禁止法上の適法行為と違法行為の区別や判断要素を示したガイドラインを策定してきましたが、「地球温暖化対策計画」の閣議決定を受け、グリーン社会の実現に向けて事業者や事業者団体が様々な取組を模索するにあたり、当該取組が独占禁止法上問題になるか否かを判断しやすくするために、先般、2023年3月31日に、公正取引委員会が「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(以下「グリーンガイドライン」といいます。)¹⁾を示しましたので、概要をご紹介します。

(2) グリーンガイドラインは「共同の取組」「取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為」「優越的地位の濫用行為」「企業結合」の各類型について、独占禁止法上問題とならない行為と問題となる行為の想定例を70件以上紹介されています。更に、「共同の取組」に関しては、競争促進効果と競争制限効果の双方が認められる業務提携について、行為類型別に独占禁止法上留意が必要な要素が具体的に説明されており、参考となります。また、今回、グリーンガイドラインで示された独占禁止法違反に関する判断枠組は、温室効果ガス削減だけでなく、他のSDGs達成に向けた事業者間の取組についても適用できる可能性が高いものと考えられています。

2 共同の取組(事業提携)

グリーンガイドラインにおいては、グリーン社会の実現に向けた共同の取組(事業提携)として、自主基準の設定、共同研究開発、技術提携、標

準化活動(商品規格の共同策定等)、共同購入、共同物流、共同生産・OEM、販売連携、データ共有の各行為類型について、独占禁止法上問題となる事例や、留意が必要な要素が挙げられています。

	独占禁止法上 問題とならない行為	独占禁止法上 問題となる行為
共同の取組	業界として行う啓発活動	生産設備の共同廃棄
	法令上の義務の順守対応	技術開発の制限
自主基準の設定	温室効果ガス削減に向けた事業活動に関する一般的な活動指針の策定	自主基準の設定に伴う価格等の制限行為
	温室効果ガス削減に向けた商品又はサービスの規格の設定	温室効果ガス排出量の削減目標の設定に伴う設備等の利用制限
共同研究開発	単独で研究開発を行うことが困難な温室効果ガス削減技術に関する共同研究開発	代替的な技術を排除する共同研究開発
		価格等の制限等に伴う共同研究開発
共同購入	温室効果ガスの削減に向けた共同購入	調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入

上記の表はその一例ですが、例えば、温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備への転換を図るためであっても、既存の生産設備の廃棄時期や廃棄する生産設備の対象を各事業者が独自に判断せず、相互に連絡を取り合ったり暗黙の了解の下で決定する(生産設備の共同廃棄)など、重要な競争手段を制限する行為は、競争制限効果がグリーン社会の実現という目的のみによって正当化されることはなく、独占禁止法上問題となります。

また、上記表で挙げた「共同購入」で独占禁止法上問題となる事例では、商品Aの製造販売市場において合計市場シェア80%を占める製造販売事業者X・Y・Zが、商品Aの原材料Bに代わり、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガスを大幅に削減できる原材料Cに切り替えるにあたり、製造コストについて原材料Cが占める割合が高いことから、調達業務の効率化のために3社が共同調達を行うと、3者が販売する商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることが見込まれ、コスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定が一体化し、協調的な行動が助長されることが、独占禁止法上の問題点として説明されています。

その他、「データ共有」についても、例えば、事業者団体が、温室効果ガスの削減に向けて、会

員事業者各社がサービスの提供に際して排出している温室効果ガスのデータを収集し傾向を分析するにあたって、温室効果ガスの排出量だけでなくサービスの提供価格等の取引条件も併せて収集して会員事業者間で共有した場合は、事業者間での競争が実質的に制限されて、独占禁止法上問題になると考えられています。

ガイドラインの大まかな考え方としては、規格や水準の統一等の企業連携については、それが環境問題解決を目的とするものにとどまる場合は許容されるものの、価格等の事業者間の競争を制限する目的や効果を伴う場合はカルテルに該当して独占禁止法上問題になるという整理が可能かと思われます。

3 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択

(1) グリーンガイドラインでは、販売地域や販売方法等といった取引先事業者の事業活動に対する制限について、想定例を設けて独占禁止法上の問題とならないケースと、問題となるケースの判断要素が説明されています。

このうち取引先事業者に対する「自己の競争者との取引や競争品の取扱いに関する制限」については、市場閉鎖効果が生じるおそれの有無（制限を求める事業者の市場におけるシェアが20%以下）や、完成品メーカーが部品メーカーにノウハウ（但し、秘密性のあるもの）を供与して部品を製造させている場合に、ノウハウの秘密保持や流失防止のために必要性が認められるのであれば、独占禁止法上問題がないとされています。他方で、市場における有力な製造販売業者が、同種の商品と比べて差別化され一般消費者から高い支持を受けている商品について、従来品に比べて環境負荷が小さい新たな商品に改良して販売する場合に、需要を確保するため、当該新商品を販売しようとする小売業者に対して競争品の取扱いを禁止することは、独占禁止法上問題があるとされています。

(2) また、事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引先選択の自由の問題であり、事業者が、価格・品質・サービス等の要因を考慮して、独自の判断により特定の事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上の問題とはなりません。しかし、例えば、以下のような場合は、グリーンガイドラインにおいて、独占禁止法上問題となる行為と整理されています。

- ① 市場シェアの大きな製造販売業者が、取引先流通業者に対してライバル製造販売業者との取引に応じないようにさせるための手段として、温室効果ガス削減目標を具体的に掲げていない事業者とは取引しないことを名目としながら、ライバル業者との取引停止に応じない流通業者との取引を打ち切った場合
- ② 商品Aの製造販売業者が、商品Aの製造に必須となる部品Bを唯一製造していたところ、製造過程での温室効果ガス排出量を大幅に削減した部品Bの開発に成功し、これに

より製造過程での温室効果ガス排出量が大幅に削減された商品Aの需要が伸びていることを踏まえ、商品Aのライバル製造販売業者を市場から排除するための手段として、ライバル製造販売業者に対する部品Bの供給を打ち切った場合

4 優越的地位の濫用行為

取引条件の設定は原則として事業者間の自主的な判断に委ねられているため、例えば、取引先に対し仕様を指示して継続的に部品の製造を発注している事業者が、温室効果ガス削減を目的として、部品の製造過程において排出される温室効果ガスを一定程度削減することを仕様に盛り込むこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではありません。

しかし、例えば環境に配慮した新しい資材が従来の資材の調達価格より高価であったり、新資材のために研究開発費が増加するなど、製品の製造過程での温室効果ガス削減の取組みに伴い取引先の導入コストが上昇した場合に、取引上の力関係で有力な事業者が、取引先との間でコストの発生・上昇について明示的に協議することなく、従来の部品と同じ取引価格に据え置いた場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる恐れがあります。

また、取引上の地位が優越している事業者が、算出根拠や具体的な用途を明確にせずに「温室効果ガス削減対策費」等の費用を取引先から徴収したり、小売業者が納入業者に対し、自社の廃棄物排出量を削減するために、契約で定められていないにもかかわらず、自社以外の業者が納入したものも含めて商品の梱包材を無償で回収させるなど、温室効果ガス削減等を名目に、正常な商習慣に照らして合理的と認められる範囲を超えて利益を受けたり不利益を与えた場合も、やはり優越的地位の濫用となる恐れがあります。

5 おわりに

環境問題と独占禁止法は、必ずしも結びつきが強いイメージがありますが、2021年7月には、ディーゼル乗用車の排ガス浄化装置の技術開発を制限するドイツの自動車メーカー5社間の合意がEU競争法違反（カルテル）と認定され、合計1000億円超の制裁金が課されています。海外の事件ではありますが、環境規制強化を背景とした事業者間での技術開発の制限が摘発の対象とされており、示唆に富む事例といえます。

国内においても、政府による温室効果ガス46%削減目標の設定に伴い、今後は、大企業だけでなく中小企業においても、サプライチェーン全体としての取り組みや、国からの補助金を活用した生産設備の更新など、温室効果ガス削減に向けて他の事業者との連携を検討する機会の増加が予想されますが、そのような場合に、グリーンガイドラインで挙げられた想定例や検討要素が参考になるものと思われます。

1 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/mar/230331_green.html



弁護士
松本久美子
(まつもと くみこ)

〈出身大学〉
神戸大学法学部

〈経歴〉
2007年9月
最高裁判所司法研修所修了
(60期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
金融法務、金融関連法務、
商事法務、会社法務、
保険法、
知的財産法、競争法、
表示関係法、
労働法、不動産法務、
民事法務、家事相続法務

ステルスマーケティング規制

弁護士 松本久美子

1 はじめに

令和5年3月28日付で、いわゆるステルスマーケティングを不当表示として指定する告示(「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」(令和5年内閣府告示19号。以下「指定告示」という。))及びその運用基準(「『一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示』の運用基準」(以下、「運用基準」))が正式に策定され、公表された。この告示は令和5年10月1日から施行される。

具体的にどのような場合に不当表示に該当するのかについては、運用基準に詳細に示されており、ここでは簡単にその内容を紹介する。

2 要件

指定告示により不当表示とされるのは、①事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示(以下、「事業者の表示」)であって、②一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの(以下、「事業者の表示との判別困難性」)である。

3 要件①事業者の表示であること

告示の対象となるのは、ステルスマーケティングの規制の趣旨から、外形上第三者の表示のように見えるものが事業者の表示に該当することが前提となっている。外形上第三者の表示のように見えるものが事業者の表示に該当するとされるのは、事業者が表示内容の決定に関与したと認められる、つまり、客観的な状況に基づき第三者の自主的な意思による表示内容と認められない場合である。

まず、事業者が自ら第三者が表示しているかのように誤認させる表示を行う場合は、当然、事業者の表示に該当する。また、事業者と一定の関係性を有し、事業者と一体と認められる従業員や、事業者の子会社等の従業員が事業者の商品又は役務に関して表示を行う場合も、事業者が自ら行う表示に含まれる。事業者と一体と認められる従業員に該当するか否かは、当該商品又は役務の販売を促進することが必要な地位や立場にあるかどうか等を考慮して判断される。

また、事業者が第三者に行わせる表示のうち「事業者が表示内容の決定に関与したと認められる場合」には、第三者のSNS上や口コミサイトに自らの商品に係る表示をさせる場合、商品の購入者等に依頼してレビューの表示をさせる場合等が該当する。

この点、事業者が第三者にある内容の表示を明示的に依頼・指示していない場合でも、事業者と第三者との関係性等の客観的な状況から総合的に判断し、「第三者の自主的な意思による表示内容とは客観的に認められない関係性がある場合」は、「事業者が表示内容の決定に関与した」として、事業者の表示となる。例えば、事

業者が第三者にSNSを通じた表示を行うことを依頼しつつ、商品の表示をしてもらう目的で、無償で商品を提供し、当該第三者が当該事業者の方針や目的に沿う表示を行う場合や、事業者が第三者に対して自らの商品の表示をすることが当該第三者に経済上の利益をもたらすことを言外から感じさせるなどの結果として第三者が商品について表示する場合は、第三者の自主的な意思による表示とは客観的に認められない。

他方で、事業者が第三者の表示に関与したとしても、客観的な状況に基づき、第三者の自主的な意思による表示内容と認められるものであれば、事業者の表示には当たらない。これに該当するかは、情報のやりとりの有無、表示内容の依頼や指示の有無、過去から将来にわたっての対価提供の関係性の有無・期間などから判断するとされる。例えば、商品を購入した第三者が自らの自主的な意思でSNS等に表示をする場合のほか、事業者が第三者に対して自らの商品又は役務を無償で提供し、SNS等を通じた表示を行うことを依頼するものの、当該第三者が自主的な意思に基づく内容として表示を行う場合、不特定の第三者へ配布した試供品等を受けた第三者が自主的な意思に基づき表示を行う場合等には事業者の表示とはならない。

4 要件②事業者の表示であるとの判別困難性

②の要件に該当するか否かは、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているかどうかを表示全体から判断する。

i事業者の表示が記載されていないもの、また、ii不明瞭な方法で記載されている場合はこの要件に該当する。

事業者の表示に該当する表示には、「広告」「宣伝」「プロモーション」「PR」等の文言による表示や、「A社から商品の提供を受けて投稿している」等の文章による表示があり、それを明瞭な方法で表示する必要がある。明瞭かどうかは、表示の位置、文字の大きさ、他の表示に埋もれていないか等、表示内容全体から判断される。

なお、事業者の表示であることが一般消費者にとって明瞭である又は社会通念上明らかであるもの(例えば、放送におけるCMのように広告と番組が切り離されている表示、事業者のホームページ上の商品ページ等)は、この要件に該当せず、告示の対象外となる。

5 最後に

以上は、運用基準に示されたごく一部を紹介したものである。運用基準は相当詳細に具体例が示されているが、今後も継続的に必要な修正を行うことが運用基準上にも明記されており、運用基準に沿った運用となるように、適宜確認して、適切な表示を行っていく必要がある。



弁護士
北川 健太郎
(きたがわ・けんたろう)

〈主な経歴〉
最高検察庁
刑事部長・監察指導部長
大阪高等検察庁
次席検事・刑事部長
大阪地方検察庁
検事正・次席検事・刑事部長
京都地方検察庁
特別刑事部長
神戸地方検察庁
刑事部長
那覇地方検察庁
検事正
高知地方検察庁
次席検事
外務省(出向)
在中国日本国大使館一等書記官

元検察官の弁護士日記 科学捜査について

弁護士 北川 健太郎
(オプカウンセル)

一昔前ですと捜査に対する一般のイメージは「取調べ」であったと思います。確かに、現在においても供述証拠が立証上の重要な役割を果たしていることは間違いありませんが、DNA型鑑定など科学捜査とこれによって得られる客観証拠の重要性は、科学技術の進歩に伴い日々高まっています。検察の世界では、カッコよく「供述証拠と客観証拠は車の両輪」とも言われます。今回は、実際にあった(しかもうまくいった)ケースを題材に、このような科学的手法を使った捜査の実情を少しばかり紹介させていただきます。

犯人(被疑者)は、夜間、路上で通行人(女性)を襲う手口の強制わいせつ事件を繰り返していました。逮捕後は、一貫して「身に覚えがない」という全面否認でしたが、何とか起訴することができた事件があり、本件はその余罪でした。

この種の事件では、被害者の供述も参考に、事件発生直後から現場付近の防犯カメラの捜査が徹底的に行われます。自治体設置のカメラだけにとどまらず、コンビニエンスストア、駐車場、マンション、駅などに設置された民間のカメラについても協力をお願いしてデータの提供を受けます。そして、不審者が確認できれば、更にその移動先のカメラに対する捜査も幅広く行なわれ、例えば、不審者が電車を利用してれば、乗車駅から降車駅¹、そして更なる移動先へと長距離・長時間に及ぶ追跡捜査となることも珍しくありません。その過程で、駅の改札時に使用したICカード乗車券が判明するなど不審者を特定する証拠も得られたりもします。他方、民間の防犯カメラのデータ保存期間は短いもので数日ということも珍しくなく、捜査は時間との勝負です。このため、警察では、各管轄区域内のどこにカメラが設置されているかをあらかじめ把握しておくよう努めています。本件においても、この捜査が行われ、被疑者が電車を利用して犯行前の時間帯に日頃利用していない事件現場の最寄り駅を降り、犯行後の時間帯に同駅から乗車して立ち去っていることまでは分かりました。しかし、肝心の現場は駅からは相当離れ、防犯カメラもなく、被害者の犯人識別供述も公判立証に耐えられるものではありませんでした。

次に、犯人が犯行時に素手で被害者に接触するなどしていた場合、被害者の着衣などから犯人の皮膚片が採取されてDNA型鑑定ができることもあ

ります。とはいえ、DNA型の一部が欠落していたり、検出されたのが複数名のDNA型(混合DNA型)であったりすると、証拠の具体的な状況にもよりますが、精度が格段に低くなってしまうのが大きな悩みの種です。この事件でも、詳細は長くなるので省略しますが同様の問題があり、やはり決め手と判断するまでには至りませんでした。

このような状況で、何かほかに手はないかと考えていたときに役に立ったのが、被疑者の使用していたスマートフォンでした。これは先に起訴した事件で逮捕した際に押収していたものです。あるとき、この事件の担当検事が、スマートフォンの解析結果を見ているうち、被疑者が「ひまさえあれば」という感じでスマートフォンのゲームをしていることに気付いたのです。アプリケーションソフトによっては、使用者が使用した日時・場所を記録するものもありますが、本件ではそうではなく、彼女²が着目したのは被疑者がゲーム時にパケット代節約のためにコンビニエンスストアなど公衆Wi-Fiを使用していることでした。つまり、被疑者が犯人だとすると、現場にもっと近い公衆Wi-Fiに接続してゲームをしているのではないかと考えたのです。そして、現場付近の捜査を試みたところ、被疑者が駅を降りて間もなく、現場にかなり近いコンビニエンスストアのWi-Fiにスマートフォンを接続した記録が残っており、事件発生直前になって接続を終了していることも分かりました。被害者の帰宅経路を重ねてみれば、被疑者がコンビニエンスストア前でゲームをしながら通行人を物色していたと見て問題がありません。

こうして本件は、防犯カメラ、DNA型鑑定、スマートフォンの捜査結果に基づいて起訴に至り、その後、有罪判決が得られました。特に報道されることもない事件でしたが、日常的な科学捜査の実情をよく反映しているものです。また、仕事とはいえ、このような手間の掛かる捜査を日常的に遂行している第一線の警察官には頭が下がる思いです。

1 乗車駅はともかく、降車駅については路線の全駅を順に確認してゆかなければならず、恐ろしく手間の掛かる作業になります。このように、科学捜査は犯人逮捕の有力な武器となりますが、捜査機関には多大な負担にもなっていることもご理解いただきたいと思います。

2 当時の私の優秀な部下でしたが、前回紹介した人とは別人です。私が、決して人使いの荒い上司ではないことをご理解いただきたく、念のため書いておきます。

弁護士
(オブカウンセル)森 本 滋
(京都大学名誉教授)

今回は、有事導入型の大規模買付ルール違反への対抗措置としての差別的行使条件・取得条項付新株予約権無償割当ての概要とその正当化根拠について解説します。

1 序—差別的行使条件・取得条項と株主平等原則・不公正発行性

大規模買付ルール違反の対抗措置は、買付者（関係者を含みます。）とその他の株主との間で差別的な行使条件・取得条項の付された新株予約権無償割当てを行うことです。

新株予約権無償割当てに際して、株主に割り当てる新株予約権の内容と数又はその算定方法が定められます（会社法278条1項1号）。この定めは株主の有する株式の数に応じて当該新株予約権を割り当てることを内容とするものでなければなりません（同条2項）、特定の株主に差別的な行使条件・取得条項を付すことはこの規定に直ちには反しないと解されています。

ブルドックスソース事件に係る最高裁決定は、会社法278条2項にも配慮して、同法109条1項所定の株主平等原則の趣旨は新株予約権無償割当てにも及ぶとしつつ、特定の株主による経営支配権の取得に伴い会社の企業価値が毀損され、会社の利益ひいては株主共同の利益が害されることになるような場合には【必要性の要件】、その防止のために当該株主を差別的に取り扱ったとしても、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り【相当性の要件】、株主平等原則の趣旨に反しないとしましたが、新株予約権無償割当てがもたら取締役等の経営支配権を維持するためのものである場合は原則として不公正発行になります。

2 標準的な対抗措置の内容

対抗措置の標準的な内容を示します。①株主は持株数に応じて新株予約権無償割当て（1株につき1個の新株予約権、権利行使価格1円）を受けることができます。新株予約権には譲渡制限が付されます。②買付者（非適格者）は新株予約権を行使することができません（差別的行使条件）。③買付者が新株予約権の権利行使期間到来前に大規模買付行為等中止するとき、会社はすべての新株予約権を無償で取得し、無償割当て

そのものを取り止めます（買付者の損害回避措置）。④会社は、新株予約権無償割当ての効力発生日以後の取締役会が定める日において未行使の新株予約権を取得することができます。その対価として、非適格者以外の者には会社の普通株式が交付され、非適格者には第2新株予約権が交付されます（差別的取得条項）。

⑤買付者が、大規模買付行為等を撤回し、その後大規模買付行為等を実施しない旨誓約するとき、非適格者は一定の範囲内（持株比率20%未満等）で第2新株予約権を行使することができます（買付者の損害軽減措置）。⑥会社は、第2新株予約権交付日から10年後の日において、未行使の、行使条件を充足していない新株予約権を、その時点の時価で取得することができます。

大規模買付ルール公表前に買付者が取得した株式に割り当てられる新株予約権に差別的取扱いをすることが問題とされますが、合理的な損害回避・軽減措置が採られているのですから、ルール違反をした買付者が有する株式に割り当てられる新株予約権のすべてに差別的取扱いをすることができます。

3 対抗措置の正当化根拠

対抗措置は大規模買付ルールに違反する買付者に当該ルールを遵守させて、強圧性を軽減し、株主の合理的投資判断の機会を確保するために行われます【必要性の要件充足性】。差別的取扱いについては、買付者が新株予約権の権利行使期間到来前に大規模買付行為等を中止するか（2の③）、大規模買付行為等を撤回し、その後大規模買付行為等を実施しない旨誓約することにより（2の⑤）、買付者は損害を回避・軽減するよう配慮されているため、衡平の理念に反し、相当性を欠くものではないとして【相当性の要件】、このような対抗措置は、株主平等原則の趣旨に反せず、特段の事情のない限り、不公正発行にもならないと解されています。

なお、平時導入型買収防衛策において、不意打ち防止（予測可能性の確保）と買収者の危険の引受けの基礎付けのため、事前開示が相当性の判断基準として重視されますが、買収が顕在化した後に導入される有事導入型においては、買付者が大規模買付行為等を続行すべきか否か判断する機会が確保され、対抗措置が発動される場合に差止めの仮処分申立ての機会が確保されていれば、相当性が認められます。

●所属弁護士等

弁護士 中務 正裕	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博
弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 堀越 友香
弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 山田 晃久	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 浦山 周	弁護士 鍛冶 雄一
弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史	弁護士 本行 克哉	弁護士 西中 宇紘	弁護士 大口 敬	
弁護士 中務嗣治郎 (シニアオブカウセル)	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二 (シニアオブカウセル)	弁護士 加藤 幸江 (シニアオブカウセル)	弁護士 森本 滋 (オブカウセル)	弁護士 北川健太郎 (オブカウセル)	
弁護士 松本久美子	弁護士 田中 幸佑	弁護士 江藤寿美伶	弁護士 富川 諒	弁護士 新澤 純 (海外留学中)	弁護士 小宮 俊	弁護士 秋山絵理子 (金沢市)
弁護士 榎本 辰則	弁護士 西川昇大 (金沢市勤務中)	弁護士 藤野 琢也	弁護士 谷 崇彦 (金沢市勤務中)	弁護士 土肥 俊樹	弁護士 山村 真吾	弁護士 久保 貴裕
弁護士 樫淵 陽	弁護士 加藤 友香	弁護士 小林優吾 (金沢市勤務中)	弁護士 佐藤諒一 (金沢市勤務中)	弁護士 半田 昇	弁護士 木村俊太郎	弁護士 河野 大悟
弁護士 小川 広将	弁護士 町田諒一郎	弁護士 峯川 弘暉	弁護士 今井 稜	弁護士 小山 詩音	弁護士 三村 侑憲	弁護士 アダム・ニューハウス (オーストラリア・ニュージーランド)
弁護士 カワムラニヤ 弁護士 リンダ・ローマン	客員弁護士 八木 良一	法務部長 寺本 栄	法務部長 上田 泰豊			